

(施錠装置等)

- 第8条 平成18年6月30日（軽自動車にあつては平成20年6月30日、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては平成17年3月31日）以前に製作された自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置又はかじ取装置に備える施錠装置については、保安基準第11条の2第2項の規定並びに細目告示第14条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第170条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。ただし、第3号の規定は、二輪自動車、側車自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。
- 一 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。
 - 二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
 - 三 その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。
 - 四 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
- 2 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び平成18年6月30日（軽自動車にあつては平成20年6月30日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車については、保安基準第11条の2第1項の規定は、適用しない。
- 3 平成18年6月30日（軽自動車にあつては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、保安基準第11条の2第3項の規定並びに細目告示第14条第2項、第92条第3項及び第170条第3項の規定は、適用しない。
- 4 平成21年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添9 4.4.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第1203号)による改正前の細目告示別添9 4.4.1.の規定を適用することができる。
- 5 平成28年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第726号)による改正前の細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.の規定を適用することができる。
- 6 平成28年8月1日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成28年10月28日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。